

令和7年6月4日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

令和7年6月19日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願の総括審議

第2 閉会中の継続審査申し出の件

第3 発議案第1号の上程説明並びに審議

第4 水害対策特別委員会の設置

第5 茂原駅周辺活性化特別委員会の設置

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 7 年 6 月 19 日（木）午後 1 時 00 分 開議

○議長（向後研二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は 22 名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発言の取り消し

○議長（向後研二君） ここで申し上げます。

小倉義久議員から発言の申出がありましたので、これを許可します。

小倉義久議員。

○7 番（小倉義久君） 私の一般質問におきまして、昨年度より内水対策の費用が減額されたと申しましたが、それに対して訂正をさせていただきます。ほかの部分で内水対策に関わる工事費が増えておりました。それを私が見落としまして、内水対策費が減額されたと言ってしまいましたが、その部分を訂正して取り消させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（向後研二君） それでは、お諮りします。

発言の取り消しをすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（向後研二君） ここで報告します。

今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（向後研二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願の総括審議

○議長（向後研二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○総務委員会委員長（石毛隆夫隆君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会に付託されました議案8件について、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「令和7年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4695万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341億1695万9000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、総務費について、「防犯カメラ設置費補助金について、1台につき30万円を上限とした理由は」との質疑に対し、「概算の費用として、1台当たり40万円程度であると考え、補助率を4分の3とし、上限を30万円とした」との答弁がありました。

次に、民生費について、「通年学童保育事業費補助金は、公設と民設、両方対象となるのか」との質疑に対し、「本事業においては、民設学童クラブに対して交付する事業である」との答弁がありました。

次に、衛生費について、「医療機関等物価高騰対策支援金交付事業の対象となるのは、どういった医療機関なのか。また、その支援額は」との質疑に対し、「支援の対象としては、病院、産科、歯科、その他の診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所である。支援額としては、病院には25万円を、産科には15万円を、そのほかには5万円を支援する」との答弁がありました。

また、委員から「防犯カメラ設置後の管理や経費の負担は自治会となることを、申請の際に十分説明していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が本年6月4日に公布施行されたことにより、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の限度額がそれぞれ引き上げられたことに伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が本年6月4日に公布施行され、同法第14条第1項において、選挙長等が職務に要する1日当たりの費用の額が引き上げられたため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例においても、法律と同額に引き上げるものであり、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について」、議案第9号「九十九里地域水道企業団の解散について」、議案第10号「九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について」申し上げます。

これら3件の議案は関連があるため、一括して審査を行いました。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「長柄町にある浄水場の財産は、どこのものになるのか」との質疑に対し、「九十九里企業団の財産については、県企業局が承継することとなる」との答弁がありました。

次に、「負債についても承継されるということだが、この財産の承継によって負担が変わることはないか」との質疑に対し、「今回の統合により、県企業局が承継することとなるが、事業としては、九十九里地域の用水供給と南房総地域の用水供給はそれぞれ別事業の会計として残るため、この財産の承継によって変わることはない」との答弁がありました。

また、委員から「今回の統合は、今後の維持管理等のうえでやらざるを得ないと思うが、県に対し、水道料金の各自治体間格差を是正してもらい、地域住民の声を反映させるような体制を取ることを要望し、賛成する」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号、第9号、第10号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第11号「財産の無償貸付けについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「無償貸付けの相手方である株式会社コスモスイニシアの事業内容と実績は」との質疑に対し、「事業内容としては、不動産販売事業、不動産賃貸事業、不動産流通事業、その他にホテル事業等を行っている。実績については、令和2年7月に茨城県笠間市の施設を公民連携提案事業として、グランピング設備を有するアウトドアリゾート、『E T O W A（エトワ）笠間』として開業、その後、令和4年12月に木更津市に廃校となった小学校を活用した宿泊施設、『E T O W A（エトワ）木更津』を開業している」との答弁がありました。

次に、「旧ひめはるの里の敷地には民地があったと思うが、今回の貸付けでどうなるのか」との質疑に対し、「現在は市が賃料を負担しているが、今後は貸付けの相手方が賃料を負担することとなる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「財産の無償貸付けについて」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の貸付けの対象に体育館は含まれないのか」との質疑に対し、「貸付けの対象となるのは、管理教室棟、教室棟、敷地の一部であり、体育館は含まれていない」との答弁がありました。

次に、「地域経済の活性化にどう繋げていくのか」との質疑に対し、「雇用として、管理要員2名、パート10名程度想定していると伺っている。また、既に地域の農家の方々と連携しニーズの把握に努め、販路の確保等を進めていると伺っており、地域経済の活性化につながるものとする」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、教育福祉委員会委員長 河野健市君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 河野健市君登壇）

○教育福祉委員会委員長（河野健市君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案2件、請願2件について、6月13日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告い

たします。

初めに、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第5号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育の対象施設、施設数は」との質疑に対し、「特定教育・保育施設は公立・私立を含む、認定こども園、幼稚園及び保育所の14か所であり、特定地域型保育は小規模保育施設「はぐくみ」の1箇所である」との答弁があり、採決の結果、議案第6号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、請願第1号「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願」並びに請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願」について申し上げます。

これら2件の請願は関連があるため、一括して審査を行いました。

審査の過程において、質疑応答のされた主なものを申し上げます。

「本請願について、昨年度、採択されなかった自治体とその理由は」との質疑に対し、「受理後、回覧にとどまった松戸市と、請願の提出がなかった千葉市の2市である」との答弁がありました。

次に、「毎年請願を提出しているとのことだが、国において義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を減らすような動きがあるのか」との質疑に対し、「そのような動きは把握していないが、過去に国の負担割合が2分の1から3分の1に減ったこともあり、それがないように請願を続けているものとする」との答弁がありました。

以上の審査結果を踏まえ、採決の結果、請願第1号並びに請願第2号については、全員異議なく採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、建設経済委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○建設経済委員会委員長（鈴木敏文君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案 1 件、陳情 1 件について、6 月 13 日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第 2 号「令和 7 年度茂原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について申し上げます。

本案は、収益的収入に 223 万 7000 円を、収益的支出に 447 万 4000 円をそれぞれ追加するものがあります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「収入の補正額 223 万 7000 円に対し、支出の補正額が 447 万 4000 円だがその差額は」との質疑に対し、「差額については、下水道使用料金等に対応する」との答弁がありました。

次に、「今回の調査箇所の新延長は」との質疑に対し、「新延長 1.3 キロメートルである」との答弁がありました。

次に、「今回の全国特別重点調査により不良箇所が見つかった場合、その不良箇所とストックマネジメント計画における調査において改築が必要とされた箇所とでは、どちらを優先させるのか」との質疑に対し、「今回の重点調査により見つかった不良箇所を優先して改築する」との答弁がありました。

次に、「重点調査において破損箇所が見つかった場合は、市費で工事することになるため、下水道使用料の値上げもあるのか」との質疑に対し、「現在のところ、今後も安定的に事業を継続できると推計しているため値上げは考えていないが、重点調査により大きな破損箇所が見つかった場合は、経営戦略の見直しをしていきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第 2 号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第 1 号「内水排水ポンプの常設設置に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和 5 年 9 月 8 日の大雨の後に市で仮設ポンプを購入していると思うが、大芝地区への仮設ポンプの配置はどうなっているのか」との質疑に対し、「4 インチ 3 台と 8 インチ 1 台の合計 4 台を河川水位の状況により、大芝地区に配置することとしている」との答弁がありました。

次に、「現状として一宮川が一定の水位を超えた場合は、常設、仮設に関わらずポンプを停

止し、河川への排水はできなくなるという認識でよいか」との質疑に対し、「一宮川の水位が計画高水位を超えた場合は、強制排水ができなくなるため、ポンプは停止することになる」との答弁がありました。

次に、「河川への排水ができなくなった場合、調整池や道路に溜まった水はどこへ流すことになるのか」との質疑に対し、「現在、令和5年9月8日の大雨に対する内水対策検討業務委託を実施しており、委託の成果を踏まえ、対策を検討していくことになる」との答弁がありました。

次に、「一定の河川水位を超えてから、仮設ポンプを設置し排水を始める段階では、大芝地区は道路冠水していることが予想されるため、仮設ポンプの設置基準を見直す必要があるのではないか」との質疑に対し、「現状は、台風等の予想される進路や雨量により仮設ポンプを配置し、一宮川が氾濫注意水位である5.25メートルを超えた場合に稼働するように考えているが、設置基準の見直しも含めて担当部署で協議していく」との答弁がありました。

次に、「常設ポンプを整備するためには、費用はどれくらい必要なのか」との質疑に対し、「過去の実績で見ると、長清水のポンプは約5億円の整備費であった」との答弁がありました。

次に、「大芝調整池の樋管拡大工事は終了しているものの、現在は排水量を制限しているとのことだが、いつから排水量を制限せずに使えるようになるのか」との質疑に対し、「県が行っている一宮川の激特事業が終了すれば使えるようになる。時期としては年度内には完成すると伺っている」との答弁がありました。

また委員より、「地元としては、令和元年と令和5年の水害を比べ、常設のポンプがある他の地域は浸水した高さが下がったが、大芝地区は上がっていることもあり、調整池の樋管拡大に加え、常設のポンプも設置してほしいという気持ちがあるのではないかと」との意見や、「調整池の樋管拡大や仮設ポンプの設置以外にも、当局に次善策を検討してもらい、再度、委員会で協議していく必要があるのではないかと」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号は、引き続き議論を重ねる必要があることから、採決の結果、全会一致で継続審査とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

(19番 平ゆき子君登壇)

○19番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子でございます。反対討論を行います。

反対する案件は、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第6号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。この議案第5号と議案第6号は関連していますので、一括して述べさせていただきます。

この案件は、市が認可する家庭的保育事業者等、これは定員5人以下を対象に保育を行う事業者です。これは、次に述べる3つの連携協力を行う連携施設を確保する必要があるとされている国の基準が改正されたことに伴い、改正するものであります。

その内容は、1点目として、保育内容の支援として、現行の保育所と認定こども園、幼稚園に代わり、定員が6人から19人を対象の小規模保育事業者等の連携でも可能となる。さらに2点目として、職員の病休時等での代替保育として、今までの小規模保育事業者等との連携も困難である場合、連携施設を確保しなくても可能とする。さらに、卒園後の受入れとして、この家庭的保育事業者は0歳から2歳児までで、3歳児になって卒園した場合の受入先となる連携施設を確保する。この期限がさらに今年の4月から令和17年3月末まで延長するとなるなど、現行の規定の規制緩和であり、保育の質のさらなる後退であります。

なお、茂原市においては今回の改正に対して対象施設は1か所あるものの、連携施設は確保されており、影響はないとのことです。しかし、保育の安全安心を守るうえでも、改正のたびに保育のさらなる規制緩和、質の後退を繰り返す本案件に対し、認めるわけにはまいりません。以上で、この案件は反対するものです。

以上をもちまして、私の反対討論を終了させていただきます。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、議案について採決します。

まず、議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第7号は同意されました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第4号並びに第8号から第12号までについては、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第4号並びに第8号から第12号までについては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決します。

今定例会に付議されました請願は2件であります。

請願については一括採決します。

請願第1号から第2号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、請願第1号から第2号については、いずれも採択することと決定しました。

————— ☆ —————

閉会中の継続審査申し出の件

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第2「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、建設経済委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。建設経済委員会からの申出の案件について、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、建設経済委員会からの申出の案件については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

ここで報告します。

本日、河野健市君から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ —————

発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（向後研二君） それでは次に、議事日程第3「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号を上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者の河野健市君から提案理由の説明を求めます。河野健市議員。

（12番 河野健市君登壇）

○12番（河野健市君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号についての提案理由の説明を申し上げます。

発議案第1号「教育予算の充実及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」であります。本案は、教育が日本の未来を担う子どもたちを、心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っていることから、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があるため、令和8年度に向けて、教育予

算の一層の充実を国に要望すべく、意見書を提出しようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（向後研二君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「教育予算の充実及び義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

水害対策特別委員会の設置

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第4「水害対策特別委員会の設置」を議題とします。

お諮りします。水害対策に関する調査研究を行うため、11人の委員をもって構成する水害対策特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了まで閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、水害対策に関する調査研究を行うため、11人の委員をもって構成する水害対策特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了まで閉会中の継続調査とすることと決定しました。

ただいま設置されました水害対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。その氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（白井康史君） それでは、申し上げます。

2番 高鳥竜平議員、5番 糸久佳伸議員、7番 小倉義久議員、9番 工藤孝弘議員、11番 横堀喜一郎議員、12番 河野健市議員、14番 石毛隆夫議員、15番 岡沢与志隆議員、19番 平ゆき子議員、20番 ますだよしお議員、22番 常泉健一議員。以上でございます。

○議長（向後研二君） お諮りします。ただいま指名しました11人の諸君を水害対策特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました11人の諸君を水害対策特別委員会委員に選任することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

茂原駅周辺活性化特別委員会の設置

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第5「茂原駅周辺活性化特別委員会の設置」を議題とします。

お諮りします。茂原駅周辺の活性化に関する調査研究を行うため、11人の委員をもって構成する茂原駅周辺活性化特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了まで閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、茂原駅周辺の活性化に関する調査研究を行うため、11人の委員をもって構成する茂原駅周辺活性化特別委員会を設置し、これに付託のうえ、調査終了まで閉会中の継続調査とすることと決定しました。

ただいま設置されました茂原駅周辺活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。その氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（白井康史君） それでは、申し上げます。

1 番 高澤知佳代議員、3 番 佐久間秀之議員、4 番 折原孝浩議員、6 番 野口雅一議員、8 番 御園敏之議員、10 番 河野英美議員、13 番 高山佳久議員、16 番 向後研二議員、17 番 細谷菜穂子議員、18 番 鈴木敏文議員、21 番 三橋弘明議員。以上でございます。

○議長（向後研二君） お諮りします。ただいま指名しました11人の諸君を茂原駅周辺活性化特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました11人の諸君を茂原駅周辺活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで、しばらく休憩します。

午後 1 時40分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 1 時55分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。

休憩中に各特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行った結果、水害対策特別委員会委員長に常泉健一君、同副委員長に岡沢与志隆君。

茂原駅周辺活性化特別委員会委員長に三橋弘明君、同副委員長に高山佳久君がそれぞれ選任されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願の総括審議

2. 閉会中の継続審査申し出の件
3. 発議案第1号の上程説明並びに審議
4. 水害対策特別委員会の設置
5. 茂原駅周辺活性化特別委員会の設置

○出席議員

議長 向 後 研 二 君

副議長 細 谷 菜穂子 君

1 番	高 澤 知佳代 君	2 番	高 鳥 竜 平 君
3 番	佐久間 秀 之 君	4 番	折 原 孝 浩 君
5 番	糸 久 佳 伸 君	6 番	野 口 雅 一 君
7 番	小 倉 義 久 君	8 番	御 園 敏 之 君
9 番	工 藤 孝 弘 君	10 番	河 野 英 美 君
11 番	横 堀 喜一郎 君	12 番	河 野 健 市 君
13 番	高 山 佳 久 君	14 番	石 毛 隆 夫 君
15 番	岡 沢 与志隆 君	18 番	鈴 木 敏 文 君
19 番	平 ゆき子 君	20 番	ますだ よしお 君
21 番	三 橋 弘 明 君	22 番	常 泉 健 一 君

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 合 企 画 部 長	平 井 仁 君
財 務 部 長	菅 谷 直 博 君	市 民 部 長	中 田 喜一郎 君
福 祉 部 長	佐久間 栄 一 君	経 済 環 境 部 長	高 橋 啓 一 君
都 市 建 設 部 長	白 井 高 君	教 育 部 長	佐久間 尉 介 君
総 合 企 画 部 次 長 (総務課長事務取扱)	飯 島 博 美 君	財 務 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	平 井 香奈子 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	根 本 孝 亮 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	鬼 島 啓 太 君
経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	積 田 篤 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	小 高 一 宏 君
都 市 建 設 部 次 長 (都市整備課長事務取扱)	丸 利 幸 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	新 木 和 敏 君
職 員 課 長	神 馬 幹 夫 君	財 政 課 長	安 田 博 彦 君

———— ☆ ———— ☆ ————

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 井 康 史
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 綱 邦 彦

○議長（向後研二君） これをもちまして、令和7年茂原市議会6月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでございました。

午後1時57分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年8月7日

茂原市議会議長 向 後 研 二

茂原市議会副議長 細 谷 菜 穂 子

茂原市議会議員 小 倉 義 久

茂原市議会議員 御 園 敏 之